平成17年10月1日規則第34号

改正

平成21年3月9日規則第3号 平成22年3月9日規則第5号 平成23年3月22日規則第4号 令和3年3月31日規則第28号

那須烏山市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例施行規則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、那須烏山市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例(平成17年 10月那須烏山市条例第41号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
 - 一部改正〔令和3年規則28号〕

(長期継続契約を締結することができる契約)

- 第2条 条例第2条第4号に定める同条第2号及び第3号に掲げるもののほか、毎年4月1日から年間を通じて経常的かつ継続的に役務の提供を受ける必要があると認められる契約であって、複数年度にわたり契約を締結することが合理的であると認められる契約は、次に掲げる契約とする。
 - (1) 例規集の更新その他の管理に関する役務の提供を受ける契約
 - (2) 自家用有償バスの運行に関する役務の提供を受ける契約
 - (3) 放課後児童健全育成事業の運営に関する役務の提供を受ける契約
 - (4) 一般廃棄物の収集及び運搬に関する役務の提供を受ける契約
 - (5) 水質の検査に関する役務の提供を受ける契約
 - (6) 汚水処理施設の運転管理に関する役務の提供を受ける契約
 - (7) 学校通学バスの運行に関する役務の提供を受ける契約
 - (8) 外国語指導助手の配置に関する役務の提供を受ける契約
 - (9) 学校給食の調理及び配送に関する役務の提供を受ける契約
 - 一部改正 [平成21年規則3号・22年5号・23年4号・令和3年28号]

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成21年3月9日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月9日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月22日規則第4号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。